

自治体災害対応担当者各位へのお願い

COVID-19 禍での水害時避難所設置について

内閣府より「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」の事務連絡（令和2年4月7日）が発出されましたが、四国・東海沖の平均海水温が上昇傾向を続けていることから、西日本豪雨(2018)や台風19号(2019)クラスの水害と、コロナウイルス感染との二重災害のリスクを想定し、その対処を考えなければなりません。そこで、当学会は水害時の避難所設置に関わる具体的な対策案を提示します。

【密集の回避】 災害時の避難所は密集状態になり、クラスター発生のリスクが高まります。しかし、水害発生はある程度予測されることから、レベル2（注意報）段階から、ハザードエリア外に避難所を開設し、エリア内住民の計画的な避難を開始します。複数の避難所への分散避難は密集を回避し、感染リスクを軽減させます。避難所開設時に密接を避けたゾーニングの元で簡易ベッドを設置し、収容者数を設定します。

第1段階；避難所設置主体である市町村役場が、自治体内の水害ハザードエリアの居住人口を避難させるに足る避難所（宿泊施設を含む）をハザードエリア外に設置する計画を立て、訓練する。

第2段階；都道府県庁はその計画を事前にモニタリングし、各市町村内でハザードエリア外に十分な避難所数を設定できない場合は、市町村の境界を越えての分散避難計画を都道府県庁が立て、訓練する。

補；自治体内、あるいはその境界を越えた避難者の搬送計画を立てる。

【密接の回避】 避難所開設時に、簡易ベッドとパーティションを用いたゾーニングを行うことで、飛沫感染防止を図ります（ベッド使用は粉塵による咳を抑制します）。食事スペースはテーブルの両端近くに互いに向き合わないよう席を配置し、食事時間をずらすことなどで密集・密接を避けるよう運用します（レイアウト例参照）。

【密閉の回避】 避難所の2方向の窓・ドアを開けて空気の流れを作ることや、30分に1回以上、数分間窓を全開にすることが厚労省から推奨されています。

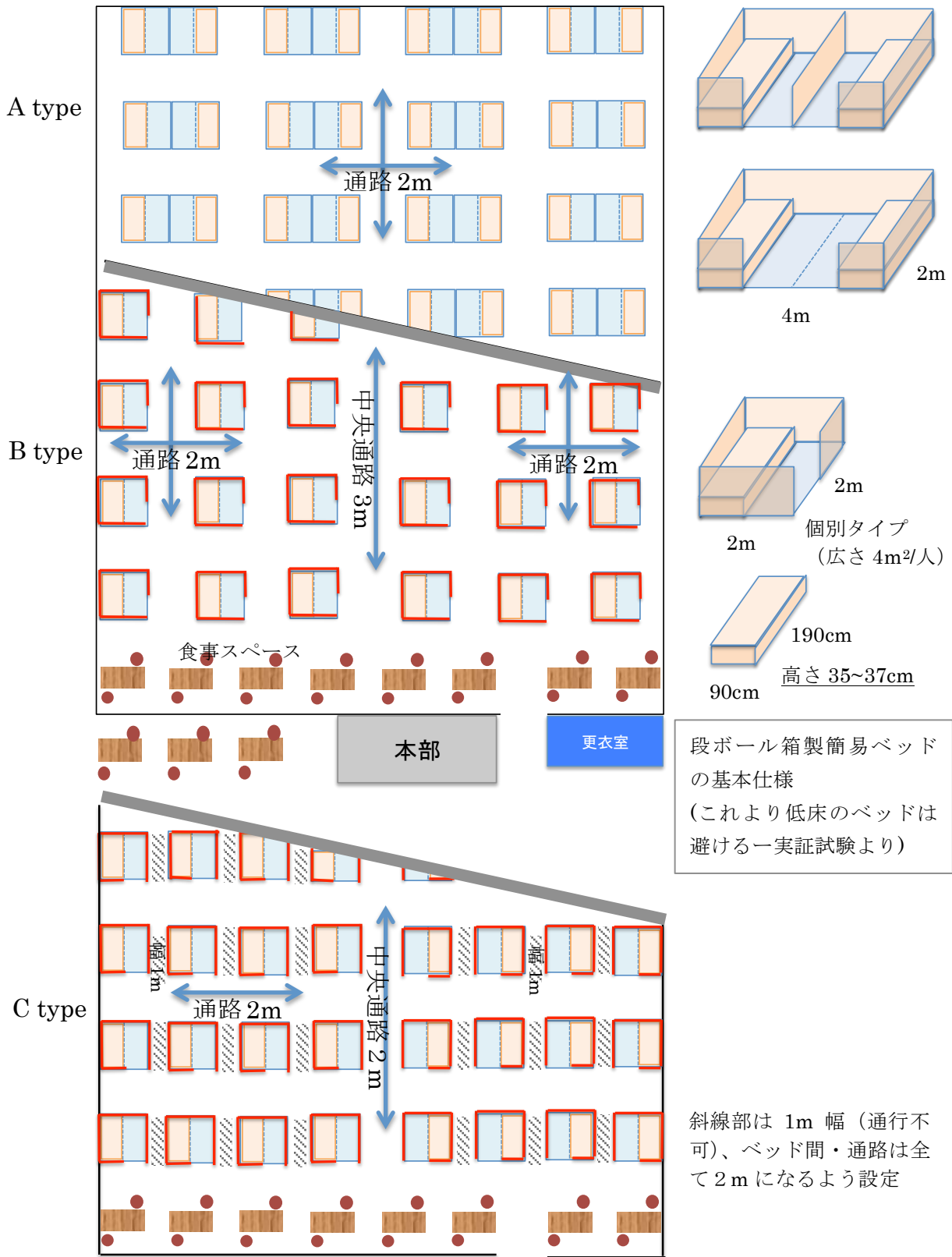
【備蓄】 収容人数に応じた衛生資材（マスク、エタノール消毒剤、次亜塩素酸ナトリウム等）、簡易ベッド・パーティション、寝具などの備蓄を行う。

市町村は地域防災計画の枠を越えた対応が必要となり、都道府県知事は災害救助法上、市町村長に一部事務委任した避難所設置への積極的な関与が必要となりますが、感染拡大防止と水害時の人命尊重を両立させられるよう、降水期前に計画を立案していただくことをお願いいたします。

もはや想定外のリスクではないことをご理解いただけますようお願い致します。

避難所・避難生活学会

【レイアウト例 (30x24m の体育館避難所を想定)】 居住スペースは $4\text{m}^2/\text{人}$
 収容数 A type : 56 名、B type 42 名、C type : 56 名 (全て同じ type の場合)



※就寝時の飛沫拡散防止には、パーティション素材は布製を避け、段ボール等、板状のものを推奨。